

平成26年10月29日

『正しい表示 店頭キャンペーン』の実施結果について

公益社団法人 全国家庭電気製品公正取引協議会
小売業部会鳥取県支部
支部長 川津 洋三

公益社団法人 全国家庭電気製品 公正取引協議会（以下「家電公取協」といいます）は、消費者の適正な商品選択と公正な競争秩序を確保するため、公正取引委員会の認定を受けた「家庭電気製品小売業における表示に関する公正競争規約」（昭和59年6月1日公取委認定。平成26年7月15日一部変更認定）（以下「規約」という）を運用していますが、同規約の遵守状況の確認及び周知徹底の一環として、平成3年以降、全国のブロック毎に数地区を選定し、随時「正しい表示 店頭キャンペーン」（以下「店頭キャンペーン」といいます）を実施しています。

この度、家電公取協小売業部会鳥取県支部は、鳥取県生活環境部くらしの安心局くらしの安心推進課と消費者側から NPO 法人鳥取県消費者協会の協力を得て、米子市内の家電製品小売業者を対象に「店頭キャンペーン」を実施しました。

記

1. 目的

この「店頭キャンペーン」は、小売業表示規約の目的である「消費者の適正な商品選択と公正な競争秩序を確保」するため、小売業部会都道府県支部が行政庁（都道府県の景品表示法担当窓口）の協力を得て、当該地区における家電小売業者が配布するチラシ及び店頭での表示状況を把握し、小売業表示規約の普及・啓発と違反の未然防止を図ることを目的としています。

2. 実施時期及び実施地区

平成26年10月16日（木） 米子市内

3. 実施法人店舗

実施した店舗は以下のとおり。（敬称略）

（調査実施順）

No.	店舗名	区分（業態）
1	（株）ヤマダ電機 テックランド米子店	会員（家電専門店）
2	（株）サンキュー 100満ボルト米子店	会員（家電専門店）
3	（株）エディオン 米子店	会員（家電専門店）

4. 実施要領

家電公取協小売業部会鳥取県支部及び製造業部会中国支部のメンバー並びに行政側から鳥取県生活環境部くらしの安心推進課と消費者側から NPO 法人鳥取県消費者協会をメンバーとする班を編成し、上記実施店舗に赴き、当該店舗が配布した新聞折込みチラシ等の表示状況及び店頭における表示状況を確認、それぞれ以下の啓発を行いました。

5. 実施した項目

- 店頭での、自店平常（旧）価格との二重価格表示に対する確認。
- 店頭表示価格がチラシ表示価格より高くなっていないかどうかの確認。
- 店頭でのポイント還元率がチラシでの表示より低くなっていないかどうかの確認。
- チラシでの限定条件、例外条件の表示が店頭で正しく表示されているかどうかの確認。
- チラシ上で販売数量を限定した当該機種の店頭での展示（数量）状況の確認。
- 店頭での表示が、消費者にとって解り易いかどうかの確認。

6. 実施結果

- 店頭での、自店平常（旧）価格との二重価格は無かった。
- 店頭表示価格がチラシ表示価格より高くなっている商品は無かった。
- 店頭ポイント還元率表示がチラシ表示ポイントより低くなっているものはなかった。
- 限定条件、例外条件の表示は店頭で正しく表示されていたが、一部店舗で限定条件の店頭表示が解り難い店舗があった。
- 販売数量（価格）を限定した商品について完売した旨、表示がされていた。
- 販売価格に打ち消し表示を付け「価格は店員にご相談下さい」等、消費者にとって解り難い表示が一部店舗で見受けられた。

7. 啓発及び表示適正化の指導

- 「当店通常価格」等の自店平常（旧）価格を使用した二重価格表示が行われている場合には、その価格が、過去8週間の過半において実際に販売されていた価格でなければならない旨啓発した。
- 販売価格に打ち消しを付け「価格は店員にご相談下さい」の表示が一部店舗で多数見受けられた。販売価格は消費者に解り易い表示を心掛けるよう指導した。
- 販売価格の上に更に販売価格を貼り合わせた店頭表示が一部見られたが、消費者に解り易い、単一価格の表示を指導した。
- 実施店全店に対し、小売業表示規約のポイントや価格表示指針、おとり広告告示を含む景品表示法の趣旨について啓発を行った。

8. 実施店舗の反応等

- 店頭キャンペーン実施には協力的で、当支部の要請に対し、適切な対応をとるとの回答を得ました。
- 店頭キャンペーンにおける啓発内容は、即刻本部及び店舗担当者に徹底すると回答を得ました。

以 上

【お問い合わせ先】 公益社団法人 全国家庭電気製品公正取引協議会
小売業部会 鳥取県支部 電話 0857-23-1379